

2021.7.9

新型コロナウイルス感染症に関する情報 No42

今般の梅雨の大雨により被害を受けていらっしゃる方々に心よりお見舞い申し上げます。引続き、豪雨や土砂災害が懸念されますので、万全の対策を講じるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、全国の新規感染者数が増加傾向に転じ、東京を中心とする首都圏では、増加が続いており、感染の再拡大が強く懸念される状況です。一方で、お盆や夏季休暇等による人流の増加やデルタ型変異ウイルスの拡大も懸念されます。

こうした中、政府は昨日午前中に「新型インフルエンザ等対策推進会議 基本的対処方針分科会（第 11 回）」（尾身茂会長）に、東京を再び緊急事態宣言地域に指定し、期間を 8 月 22 日までとすること等を内容とする基本的対処方針の変更案を諮り、了承されました。

これを受け、政府は同日夕刻、「第 70 回新型コロナウイルス感染症対策本部」を開催し、緊急事態宣言の期間延長及び区域変更、まん延防止等重点措置に関する公示の改正と基本的対処方針の改正等を決定しました。

緊急事態宣言区域は東京都と沖縄県、まん延防止等重点措置区域は埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府の 1 府 3 県となり、期間はいずれも 8 月 22 日までとされました。北海道、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県については、まん延防止等重点措置の区域から外れました。

今回は緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の変更、基本的対処方針の変更等について紹介いたします。

引き続き厳しい状況下での事業運営が続くと考えられますが、具体的な課題や要望等があれば、事務局まで情報提供頂くようお願い致します。

1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところですが、下記のとおり、7 月 8 日に緊急事態措置を実施すべき期間を延長するとともに区域が変更され、7 月 12 日から適用されます。

●緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日 (沖縄県については、同年 5 月 23 日、東京都については 7 月 12 日) から 8 月 22 日までとする。

●緊急事態措置を実施すべき区域

東京都及び沖縄県の区域 とする。

2 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 3 項の規定に基づき、7 月 8 日に 4 月 1 日の公示の全部が次のように改正され、7 月 12 日から適用されます。

●まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 20 日から 8 月 22 日までです。区域ごとには次のとおり。

・埼玉県、千葉県及び神奈川県については

4 月 20 日から 8 月 22 日まで

・大阪府については

6 月 21 日から 8 月 22 日まで

●まん延防止等重点措置を実施すべき地域

・埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府の区域

(参考)

・北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県については 6 月 21 日から 7 月 11 日までは対象地域となっています

3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について

7 月 8 日(木)に改訂された基本的対処方針の主な変更点は、①上記 1、2 の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の実施区域の変更、②飲食店に対する協力金の先渡しが可能となる仕組みの導入など支給の迅速化に向けた必要

な環境整備、③まん延防止等重点措置区域において、都道府県知事の判断で、一定の要件（別途通知される予定）を満たす店舗について 19 時までの酒類の提供緩和等です

※基本的対処方針等は以下の URL から入手出来ます。

基本的対処方針（令和 3 年 7 月 8 日変更）

(https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210708.pdf)

「国民の皆さんにお伝えしたいことのポイント」は以下の URL です。

(<https://corona.go.jp/emergency/>)

また、7 月 8 日付で内閣官房から「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（事務連絡）が都道府県知事あてに通知されています。以下の URL から入手下さい。

同通知の 16 頁から 17 頁に酒類の提供を緩和できる「一定の要件」についての考え方が整理されています。

(https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210708.pdf)

以上です

【本件のお問合せ先】

企画調査部 武石 (takeishi@shokusan.or.jp 03-3224-2365)

池田 (ikedada@shokusan.or.jp 03-3224-2379)

【国への要望の送信先】

メールの場合: jfia-kikaku@shokusan.or.jp

FAXの場合: 03-3224-2398